身体障害者診断書・意見書(障害用)

総括表

氏 名	大正・昭和	· 平成· 年	· 令和 月	日生	男	女
住 所						
1 障害名 (部位を明記)						
9	交通,労災,その 自然災害,疾病,)	
3 疾病・外傷発生年月日 昭和・平成・令称		月	日			
4 参考となる経過・現症(エックス線写真及び検え	査所見を含む。)					
	1 Patrolando da / l.//.) 	<u>۸</u> ت.	for .	П	
章 [章] [は障害確定(推定) 平成	• <u></u> 令和		月	日
				再認定 定の時期	要・不要 年 月	_
6 その他参考となる合併症状						_
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 令和 年 月 日 病院又は診療所の名称 所 在 地 診療担当科名	科	医師氏名	(再認			_
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 令和 年 月 日 病院又は診療所の名称 所 在 地	<u>科</u> 等級についても		(再認			_
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 令和 年 月 日 病院又は診療所の名称 所 在 地 診療担当科名 身体障害者福祉法第15条第3項の意見[障害程度 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害 ・該当する (級相当)	科 等級についても 害程度に		(再認			_

- 備考 1 障害名には現在起こっている障害,例えば両眼視力障害,両耳ろう,右上下肢麻痺,心臓機能障害等を記入し,原因となった疾病には,緑内障,先天性難聴,脳卒中,僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入してください。
 - 2 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書」(別様式)を添付してください。
 - 3 障害区分や等級決定のため、広島県社会福祉審議会から改めてお問い合わせする場合があります。

「記入上の注意]

- ・「ぼうこう機能障害」、「直腸機能障害」については、該当する障害についてのみ記載し、両 方の障害を併せ持つ場合には、それぞれについて記載すること。
- ・1~3の各障害及び障害程度の等級の欄においては、該当する項目の□にレを入れ、必要事項を記述すること。
- ・障害認定の対象となるストマについては、排尿・排便のための機能を持ち、永久的に造設されるものに限る。

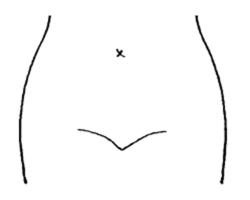
1 ぼうこう機能障害

	尿路変向	(再)	\mathcal{A}	フ	1-
1 1	水) (/)	$^{\prime}$	トマ

(1) 種類·術式

1	種類 🛘 🗆	じんろう じんうろう 腎瘻 腎盂瘻 ろう ろう
		尿管瘻□ ぼうこう瘻
		回腸(結腸)導管
		その他 []
2	術式:[-
(3)	手術日:「	年 月 日

- (2) ストマにおける排尿処理の状態
- 長期にわたるストマ用装具の装着が 困難な状態の有無について
 - □ 有 (理由)
 - □ 軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらんがある。(部位及び大きさについて図示)
 - □ ストマの変形
 - □ 不適切な造設箇所



(ストマ及びびらんの部位等を図示)

□ 無

- (3) ストマ造設の状況
- □ 永久的造設 □ 一時的造設

□ 高度の排尿機能障害	
(1) 原因	(2) 排尿機能障害の状態・対応
 □ 神経障害 □ 先天性: [] (例: 二分脊椎 等) □ 直腸の手術 ・術式: [] ・手術日: [年月日] 	□ カテーテルの常時留置□ 自己導尿の常時施行□ 安全尿失禁□ その他〔
□ 自然排尿型代用ぼうこう 「・術式:[] ・手術日:[年月日]	
2 直腸機能障害	
□ 腸管のストマ	
(1) 種類・術式	(2) ストマにおける排便処理の状態
① 種類 □ 空腸・回腸ストマ □ 上行・横行結腸ストマ □ 下行・S状結腸ストマ □ その他 []② 術式: []	○ 長期にわたるストマ用装具の装着が 困難な状態の有無について□ 有 (理由)
③ 手術日:[年月日]	□ 軽快の見込みのないストマ周辺 の皮膚の著しいびらんがある。(部 位及び大きさについて図示)
/ × \	□ ストマの変形 □ 不適切な造設箇所
	□無
	(3) ストマ造設の状況
•	□ 永久的造設 □ 一時的造設
(ストマ及びびらんの部位等を図示)	

□ 治癒困難な腸瘻 (1) 原因 ① 放射線障害 □ 疾患名:[] ② その他 □ 疾患名:[]	(3) 腸瘻からの腸内容の漏れの状態□ 大部分□ 一部分
(2) 瘻孔の数: [(4) 腸瘻における腸内容の排泄処理の 状態 単快の見込みのない腸瘻周辺の皮 膚の著しいびらんがある。(部位及び 大きさについて図示) こ その他
□ 高度の排便機能障害	
(1) 原因	(2) 排便機能障害の状態・対応
□ 先天性疾患に起因する神経障害 [] (例:二分脊椎 等)	□ 完全便失禁 □ 軽快の見込みのない肛門周辺の皮膚の著しいびらんがある。
切:一分往惟 寺/	
(例:分育性 等) □ その他	□ 週に2回以上の定期的な用手摘便 が必要

(1級に該当する障害)
□ 腸管のストマに尿路変向(更)のストマを併せ持ち、かつ、いずれかのストマにおいて排便・排尿処理が著しく困難な状態があるもの □ 腸管のストマを持ち、かつ、ストマにおける排便処理が著しく困難な状態及び高度の排尿機能障害があるもの □ 尿路変向(更)のストマに治癒困難な腸瘻を併せ持ち、かつ、ストマにおける排尿処理が著しく困難な状態又は腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態があるもの □ 尿路変向(更)のストマを持ち、かつストマにおける排尿処理が著しく困難な状態及び高度の排便機能障害があるもの
□ 治癒困難な腸瘻があり、かつ、腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態 及び高度の排尿機能障害があるもの
(3級に該当する障害)
□ 腸管のストマに尿路変向(更)のストマを併せもつもの
□ 腸管のストマを持ち、かつ、ストマにおける排便処理が著しく困難な状態又は高度
の排尿機能障害があるもの
□ 尿路変向(更)のストマに治癒困難な腸瘻を併せもつもの
□ 尿路変向(更)のストマを持ち、かつ、ストマにおける排尿処理が著しく困難な状態 又は高度の排便機能障害があるもの
□ 治癒困難な腸瘻があり、かつ、腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態 又は高度の排尿機能障害があるもの
□ 高度の排尿機能障害があり、かつ、高度の排便機能障害があるもの
(4級に該当する障害)
□ 腸管又は尿路変向(更)のストマを持つもの
□ 治癒困難な腸瘻があるもの
□ 高度の排尿機能障害又は高度な排便機能障害があるもの

3 障害程度の等級